

国民健康保険に関する届出

もう一度確認をしましょう！

新たに国民健康保険へ加入されたり、別の保険に加入された方は役場への届出が必要となります。右の事例をご参考ください。

なお、これらの届出については異動日より14日以内となっております。もし、国民健康保険加入の手続きが遅れると遡って課税されたり、脱退が遅れると課税されたままの状態となりますので早めの手続きをお願いします。

※以上の期間を超えた場合でも届出は必要となりますのでご注意ください。

■問い合わせ先
住民課保険班
TEL78-3113（内120）

加入が必要な事例	届出に必要なもの
他の市町村から転入したとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票、印鑑
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	母子手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
外国籍の人が加入するとき （1年以上滞在が見込まれる場合）	外国人登録証明書、印鑑

脱退が必要な事例	届出に必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
障害認定により後期高齢者医療に加入したとき	国保と後期高齢者医療広域連合の両方の保険証、印鑑

保育所入所者を募集中

平成24年度の保育所入所者を募集します。

□入所実施方針

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が、監護すべき児童の保護養育等が困難な場合で、保育の実施基準に基づいて入所決定いたします。

□募集定員

津奈木保育園 90人

津南保育園 90人

※その他の市町村の保育所へも入所できますが、協議が必要となりますので、詳しくは役場窓口へお尋ねください。

□入所資格

津奈木町に住所を有し、入所実施基準に該当する児童

□入所申請受付期間

12月1日（木）～平成24年1月25日（水）

□入所手続

入所申込書その他、各添付書類（役場住民課、各保育所備付）を住民課福祉班または各保育所へ提出してください。

※給与所得、確定申告を行っておられる方は**源泉徴収票の写し、確定申告書の写し**が必要となりますので申込書に添付してください。また、平成23年1月1日に本町に住所がなかった方は、前住所地の役所税務課などにおいて**課税台帳記載事項証明書**または**所得証明書**を請求され、申込書に添付してください。

なお、保護者面接調査につきましては、平成24年2月に実施予定です。

■問い合わせ先
住民課福祉班
TEL78-3113（内116）